四四六　農業災害補償法第八十五条第四項の主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める等の件の一部を改正する件　六
四四七　収穫基準共済掛金率等を定める件　六
四四八　畑作物基準共済掛金率等を定める件　六
四四九―四五二　保安林の指定施業要件を変更する件　六
四五三―四六〇　保安林の指定をする件　七
四六一　獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件　八
四六二　保安林の指定を解除する件　三
四六三―四六六　保安林の指定施業要件を変更する件　四
四六七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　四
四六八―四七二　保安林の指定をする件　一
四七三　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　一二
四七四　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件　一三
四七五　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一四
四七六　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　一四
四七七―四八一　保安林の指定をする件　一四
四八二　保安林の指定を解除する件　一五
四八三　保安林の指定をする件　一八
四八四　保安林の指定施業要件を変更する件　一八
四八五―四八八　保安林の指定を解除する件　一八
四八九―四九〇　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件　一八
四九一―四九二　地すべり防止区域を指定する件　一九
四九三―四九五　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇
四九六　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二一
四九七　租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件　二二
四九八　農薬を登録した件　二二　34　一〇
四九九　農薬を再登録した件　二三　34　一一
五〇〇　農薬の登録が失効した件　二三　34　一四
五〇一　生産情報公表養殖魚の日本農林規格を確認する件　二五
五〇二　生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二五
五〇三　生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件　二五
五〇四　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　二五　35　四三
五〇五　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願公表後に名称変更がなされた件　二五　35　四六
五〇六　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二六　36　九
五〇七　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　二七
五〇八　農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件の全部を改正する件　二八
五〇九　平成二十五年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件　二八
○農林水産省、国土交通省
五一〇　海岸保全施設の管理の所掌の方法について協議が成立した件　一二
○経済産業省
五一一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　五
一〇九　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　五
一一〇　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件　六
一一二　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称及び住所の変更届出があった件　六
一一三　中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件　八
一一四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の登録の更新を行った件　一二
一一五―一一六　電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件　一二
一一七　電気工事士法第四条の三に規定する自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者を指定した件　一二
一一八　火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量の一部を改正する告示　一三
一一九―一二〇　工業用水道料金算定要領特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件　一九　31
一二一―一二二　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件　二二
一二三―一二四　〃　二五